

Topic 01

寝具洗濯乾燥サービス

問 高齢福祉課 ☎(55)7116
社会福祉協議会 ☎(37)3313

実施日 / 7月24日(金)、27日(月)～31日(金)

対象者 /

- ・65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯で要介護1から5の認定を受けている方
- ・身体障害者(児)【身体障害者手帳1または2級】
- ・知的障害者(児)【療育手帳A判定】
- ・精神障害者(児)【精神障害者保健福祉手帳1級】

※4月1日現在、該当すること

申し込み期間 / 4月6日(月)～24日(金)

申し込み方法 / 問い合わせ先または各支所へ、申請書を提出。

※以前に利用されている方も毎回申請が必要です。

持参する物 / 介護保険被保険者証または該当する障害関係手帳

取扱寝具 / 掛ふとん、敷ふとん、毛布、シーツの中から合計3点まで

※同一種類は2点まで

利用料 / 無料

※実施日の午前中にお預かりし、原則当日中にお届けします。

お知らせ

これまで年2回実施しておりましたが寝具洗濯乾燥サービスは、今年度より年度1回の実施となります。なお、今年度については今回の募集が最後となりますので、ご希望の方はお忘れのないようご注意ください。

Topic 02

家族介護用品給付事業

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

要介護4または5に認定された要介護者を、市内の家庭において介護しているご家族に対して、おむつなどの介護用品購入費用の一部を助成しています。

令和8年4月および10月から、家族介護用品給付事業の要件が一部変わります。主な変更点は、下表のとおりです。

	令和8年3月31日以前に購入した分	令和8年4月1日以降に購入した分
月ごとにおける給付上限額	6,250円	5,000円
給付要件(変更点のみ)	申請する月の初日に該当すること。	申請する月に該当すること。 (該当する期間に購入した介護用品に限る。)
	令和8年9月30日以前に購入した分	令和8年10月1日以降に購入した分
入院中に使用した介護用品	給付対象とする。	給付対象としない。 (給付対象となる介護用品は、在宅中の介護で使用した物に限る。)

詳しい内容や給付要件については高齢福祉課までお問い合わせください。

Topic 03

軽自動車税の減免申請について

問 税務課 ☎(55)7123

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期日の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出していただく必要があります。令和8年度の減免を申請される方は5月25日(月)までに申請書を提出してください。